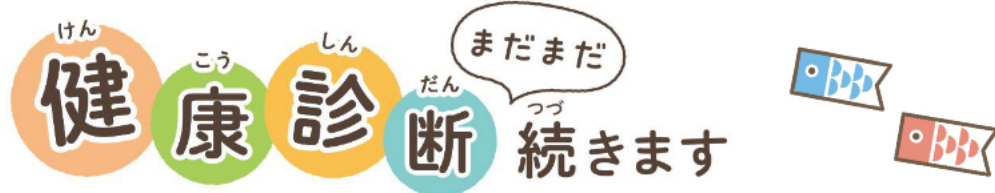


保健だより

令和7年5月号
杉並区立桃井第一小学校
保健室



健康診断に際して、新年度当初の間診票等にご協力いただき、ありがとうございました。まだまだ5月も健康診断が続きます。受診が必要な場合にはお知らせを出しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

新学期から1か月が過ぎ、子供たちの疲れも出始め、体調不良による来室者が増えてきています。必要に応じて早めの休養をとってください。

5月
保健目標

けがを予防しよう

6月のモモリンピックに向けて練習が始まります。準備運動や規則正しい生活を心がけて、けがをしないようにしていきましょう。また、気温があがってくる季節のため、熱中症にもならないように予防しましょう。

そろそろはじめましょう 熱中症予防

5月は熱中症シーズンの始まり。急に暑い日が出てきて、暑さに慣れていない体がついていけず、熱中症になりやすい時期です。暑さに負けない体づくりをはじめましょう！



健康診断日程

月	日	曜日	検査項目	対象
5	1	木	尿検査 1 次検査提出	全学年
			視力検査	4年
	2	金	視力検査	5年
	7	水	歯科検診	5・6年
	8	木	視力検査	3年
	9	金	視力検査	2年
	12	月	視力検査	1年
	13	火	内科検診	2年
	15	木	耳鼻科検診	4・5・6年
	16	金	内科検診・脊柱側弯検診	5年
	19	月	内科検診	4年
	20	火	尿検査 2 次検査提出	該当児童
			内科検診	1年
	21	水	心電図検査	1年・他学年該当児童
6	22	木	眼科検診	全学年
	23	金	内科検診	3年
	29	木	耳鼻科検診	1・2・3年
	30	金	内科検診	6年
6	11	水	歯科検診	1・2年

検診後、検査や受診を必要とするお子さんには、「結果のお知らせ」を発行いたします。学校では病気の疑いのある人にお知らせをしていますので、病院では「心配なし」と診断されることもあります。しかし、定期受診の目安として、**受診が必要と診断された場合は、必ず受診して、お知らせを学校にご提出ください。**視力検査は、裸眼視力で1.0、矯正視力で0.7が見えなかった場合にお知らせを出しています。歯科は、全員にお知らせを発行いたします。

なお、お知らせした内容について、すでに通院中の場合で、定期通院が先のようなであれば、学校にご相談ください。

また、水泳指導が6月16日から始まります。そのため、**特に、内科・耳鼻科・眼科で受診が必要と診断された場合には、必ず水泳開始(6/16)前までに専門医の診察・治療を受け、治療報告書を学校にご提出ください。**

子供たちの成長の様子や健康診断の結果を記入した「健康の記録」は、1学期の健康診断が終了次第、ご家庭に配布いたします。

学校感染症について

学校保健安全法に基づき、児童が学校感染症にかかった場合、治癒後に登校するにあたり「登校許可意見書」の提出をお願いしています。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、登校できるようになったら、保護者の方が必要事項を記入した「登校届」を提出していただきます。

これは、病気にかかった児童の治癒の確認とともに、他の児童への感染防止のためですので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

出席停止期間の基準等は、右の表を参考にしてください。

杉並区における学校感染症第三種「その他の感染症」の取り扱いの変更について

これまで、杉並区では「その他の感染症」から伝染性紅斑(リンゴ病)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病の5疾患を除外して、出席停止の扱いにはしていませんでした。杉並区医師会の検討により、今年度から5疾患(伝染性紅斑(リンゴ病)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病)についても「その他の感染症」として取り扱い、必要に応じて出席停止の措置を講じることができることとなりました。

※医師記載の「登校許可意見書」については、杉並区医師会との協議により文書作成料を500円としています。医療機関によっては500円を超える場合がありますので、ご了承ください。

「登校許可証明書」「登校届」を本校のホームページ(「保健室」をクリック)からダウンロードできるようにしています。また、職員室でもお渡しができます。ご協力をお願いいたします。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	「登校許可意見書」 医師記載の
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで	「登校届」 保護者記載の
	新型コロナウイルス感染症(ベータコロナウイルス属コロナウイルス)	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日間を経過するまで (無症状者の感染者は、検体を採取した日から5日間を経過するまで)	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師記載の「登校許可意見書」
	麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	同上	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(条件により校長が出席停止を判断)例: 感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

日本スポーツ振興センター<災害共済給付制度>の手続きについて

年度当初に【「災害共済給付制度」のお知らせ】を配布いたしました。杉並区では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、万が一学校でけがをした場合に、医療費等の給付が受けられるようになっています。初診から治癒までの保険診療の医療費総額が500点(5,000円)以上であれば、医療費総額の4割が給付されます。④医療証を使用した場合は、1割のみの給付となります。ただし、手続きには病院・薬局で記入していただく書類が必要となります。関係書類は学校にありますので、申請を希望される方は、お申し出ください。詳細は、【「災害共済給付制度」のお知らせ】をご覧ください。